

第149回長野県市長会総会 会議録

令和3年8月19日(木)

14時00分～17時25分

長野県自治会館 第1特別会議室

(WebEx 会議)

1 開会

(久保田事務局次長)

定刻になりましたので、ただ今から第149回長野県市長会総会を開会いたします。

議長選出までの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

2 会長挨拶

(久保田事務局次長)

はじめに、牛越会長からご挨拶をお願いします。

(牛越会長)

本日は、第149回長野県市長会総会を開催しましたところ、市長各位におかれましては、市議会9月定例会を控え、公務たいへんど多忙の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

先週から今週にかけて全国で降り続きました豪雨は、県内におきましても大きな被害をもたらしました。被災された皆様ならびに対応にご尽力をされました市長さん方をはじめ関係の皆様へ心よりお見舞い申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの第5波が全国的に急激に拡大しております。県内でも、これまでにないスピードで新規感染者が急増している状況にあり、従来のウイルスと全く次元の異なる強力な感染力のデルタ株による感染拡大には歯止めがかからず、憂慮するところでございます。昨日には、県内でこれまで最多の152人が確認されたところでございます。

こうした事態を受け、先週12日、県、市長会、町村会及び県医師会等の数多くの参画団体と共に「新型コロナ『デルタ株』と闘う県民共同宣言」を発出いたしました。私も、市長会を代表してリモートの会見に参加し「いつでも、どこでも感染は起こり得、人ごとではなく、1人ひとりが今できる感染対策に真剣に取り組み、共に行動しましょう」と呼びかけたところでございます。

市長の皆さんが一堂に会するのは、6月の定例会以来となりますが、本日の総会は、急きょリモートによる会議といたしました。更に内容はコンパクトに圧縮して進めさせていただきたいと存じますので、いつも以上に限られた時間での会議となりますことをお許し願いたいと存じます。有意義な会議となりますよう皆様方のご協力をお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

(久保田事務局次長)

ありがとうございました。

次に、本日の総会でございますが、非公開部分を除き、会議録をホームページ上で公開する会議としておりますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

3 議長選出

(久保田事務局次長)

次に、議長の選出であります。議長につきましては、今回は事務局での開催のため、慣例により牛越会長をお願いいたしたいと存じます。

それでは、牛越会長、よろしくをお願いいたします。

(牛越会長)

それでは、しばらく議長を務めさせていただきます。円滑に会議が進められますよう、皆様のご協力をお願い申し上げます。

4 会議

(1) 会務報告

(牛越会長)

さっそく会議事項に入ります。

はじめに、「会務報告」について、事務局長から補足がありましたら説明をお願いいたします。

(青木事務局長)

資料1「会務報告」でございますが、2ページに記載をさせていただいておりますように、この度、自治功労者表彰として伊那市長さんと安曇野市長さんが永年勤続功労者として表彰されておりますこと、1点、ご報告をさせていただきます。

(牛越会長)

会務報告につきまして、ご質問はございますか。

ご質問がないようですので、会務報告は以上といたします。

(2) 議題審議

(牛越会長)

次に、「議題審議」に移ります。

I 各市提出議題

(牛越会長)

はじめに、各市から提出いただきました2議題の取扱いにつきまして、お諮りいたします。

本来は、個別にご審議いただいておりますが、今回は、会議時間を2時間程度に収めるよう、

事務局からの提案要旨説明を省略するとともに、一括してご審議いただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

(牛越会長)

異議なしということでございます。ありがとうございます。

議題1 果樹経営支援対策事業の特認事業に係る補助率の時限的嵩上げについて

議題2 公共性の高い農業用施設改修に係る農業者の負担軽減について

(牛越会長)

それでは、議題1の「果樹経営支援対策事業の特認事業に係る補助率の時限的嵩上げについて」及び議題2の「公共性の高い農業用施設改修に係る農業者の負担軽減について」、これを一括して審議いたします。

提案要旨は、お手元の資料のとおりですが、提案市の市長さんから補足説明がありましたら、発言をお願いいたします。

長野市長さん、お願いいたします。

(加藤長野市長)

「果樹経営支援対策事業の特認事業に係る補助率の時限的嵩上げについて」でございますが、長野市、須坂市、千曲市、安曇野市、4市の提案でございます。

提案要旨でございますけども、災害に強い果樹経営を推進するため、果樹経営支援対策事業の特認事業、防霜ファン、防風ネットの設置の補助率を時限的に嵩上げすることを要望するものでございます。

本年4月から全国10県にわたり幾度となく凍霜害を受けておるわけでございます。長野市の農業者からも非常に強く要望をいただいているところでございます。凍霜害対策といたしまして有効な防霜ファンや防風ネットは、国の補助率が2分の1の特認事業がございますが、設置費が高額なため、未設置の園地が多い状況でございます。今後も自然災害の頻発が想定されますので、緊急対策として3年から5年程度の補助率嵩上げを国に要望するものでございます。

(牛越会長)

ご発言いただきました。

その他の市長さんでのご発言はございませんか。

小諸市長さん、お願いします。

(小泉小諸市長)

今の長野市さんの提案に一つ付け加えていただきたいのですが、やはり自然災害が最近は深刻化している中で、雹害に対し、「防雹ネット」を付け加えていただいて、「防霜ネット」、「防風ネ

ット」に「防雹ネット」としていただけるとたいへんありがたいと思います。

(牛越会長)

ほかにございますか。

それでは、ただ今いただきました長野市長さん、小諸市長さんのご発言も踏まえ、この議題につきまして、県の考え方等についてご説明をお願いいたします。

(吉田園芸畜産課長)

本日は、貴重な提案をいただきましてたいへんありがとうございます。

まず、災害に強い果樹産地を構築するためには、提案いただきました防霜ファン、防風ネット、それから追加提案のありました防雹ネットについて、気象災害に対応した果樹園づくりにはたいへん重要な物であると認識をしているところでございます。

これらの資材については、10アール当たり、立地条件にもよりますが、70万円から100万円程度の高額な投資となってきます。これらの資材に対する補助事業については、現在、国と県で5種類程度の補助事業がありますが、最も活用しやすい補助事業が、この果樹経営支援対策事業でございます。

本年度のこの事業の予算状況をお伝えしますと、予算額が全国57億円の予算でしたが、今回の全国的な災害によりまして事業要望が10億円程度上回っている状況でございます。

このため、まず、国に対して現在予算が不足している果樹経営支援対策事業の十分な予算確保を県として要望してまいりたいと考えているところでございます。

加えて、頻発化あるいは激甚化する凍霜害の発生状況を踏まえまして、2分の1以内になっている補助率の嵩上げについても併せて国に要望をしてまいりたいと考えているところでございます。

(牛越会長)

では、続いてお願いします。

(飯島農地整備課参事兼課長)

「公共性の高い農業用施設改修に係る農業者の負担軽減について」お答えをさせていただきたいと思います。

排水路等の公共性の高い農業用施設の改修への支援につきましては、市単独で行う防災・減災事業に対しまして、充当率及び交付税措置率の高い地方財政措置として、緊急自然災害防止対策事業債が令和7年度まで延長されていますので、これを積極にご活用いただきたいと思います。

この緊急自然災害防止対策事業債につきましては、充当率が100パーセントで交付税措置率が70パーセントと非常に有利な起債でございますので、ご活用いただきたいと思います。

加えまして、県では、農業用排水施設の防災・減災対策につきまして、令和3年度、今年度から団体営事業の県負担率を1パーセントから18パーセントに引き上げました。これについても、ご理解をいただきたいと思います。

市におかれましても、排水路の公共性、公益性を踏まえ、農家負担の軽減に一層ご配慮いただきたいと思ひます。

(牛越会長)

ただ今、県からご説明いただきましたが、市長の皆さんからご質問、ご意見等はございますか。
三木市長さん、どうぞ。

(三木須坂市長)

今、後段の2番目の公共性の高い農業用施設改修についてご説明していただいたわけでありま
すけれども、その部分が、申し訳ないですが、私だけかもしれないですけれども、よく聞き取れ
なかったもので、起債の交付税措置等が非常に有利だというお話だったのですが、もう1度、そ
こだけ少し簡単に説明してもらえればありがたいです。

(牛越会長)

では、飯島課長さん、コンパクトをお願いいたします。

(飯島農地整備課参事兼課長)

防災・減災に係る起債ということで、令和7年度まで延長になりました「緊急自然災害防止対
策事業債」という名称でございますが、こちらの事業債につきましては、充当率が100パーセン
ト、交付税措置率が補助率で言いますと70パーセントになるかと思ひますけれども、これが適
用できますので、ぜひ、市の単独事業等でこの事業債を活用していただきたいと思ひます。

(三木須坂市長)

ありがとうございます。

(牛越会長)

他の市長の皆さんは、いかがでしょうか。

それでは、ご質問、ご意見等が他にありませんので、質疑を終了いたします。

それでは、以上二つの議題につきまして、原案のとおり採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

(牛越会長)

異議なしということでございますので、本議題を採択することに決定いたしました。

以上で、各市提出議題を終了いたします。

II 副市長・総務担当部長会議送付議題

(牛越会長)

次に、副市長・総務担当部長会議からの提出議題をご審議いただきます。

これら 14 議題につきましては、あらかじめ提案市の希望を伺った結果から、一括してご審議
いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

(牛越会長)

ご異議がないようですので、14 議題につきましては、一括して審議いたします。

提案市の市長さんで、何かご発言はございますか。

ないようですので、県の説明をお願いいたします。

(岩下市町村課長)

1 点だけ、現在の状況をご説明ということで、皆様も、もうご承知のことかと思いますが、一
昨日、国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ですが、事業者支援分について
追加交付が示されまして、都道府県に加えまして市町村対象として交付されることとなりました。
要綱、配分額等についてはこれからになりますが、現在はそのような状況です。よろしくお願
いいたします。

(牛越会長)

ただ今の説明につきまして、どなたかご発言、市長さん方からございますか。

それでは、お諮りします。

ご異議がないようですので、一括して採択することによろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

(牛越会長)

異議なしということでございます。全体を採択することに決定いたしました。

以上で副市長・総務担当部長会議に提出議題の審議を終了いたします。

これら本日採択いただきました各議題は、県へ要望するものと北信越市長会総会へ提案するも
のとの調整を市長会事務局で行い、対応は私、会長へご一任いただくことについてご了承をお願
いいたします。

Ⅲ 事務局提出議題

1 協議事項

(牛越会長)

続いて、事務局提出議題に移ります。

はじめに、協議事項(1)の「令和2年度長野県市長会決算認定について」、事務局長から説
明をお願いいたします。

(青木事務局長)

それでは、よろしくお願ひいたします。

資料2-1でございますが、会務報告書の関係につきましては、例年どおりでございます。失礼ながら、説明については省略をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、資料2-2でございます。ピンク色の表紙でございます。歳入歳出決算書の関係を若干ご説明させていただきます。

1ページ、一般会計の関係でございます。歳入決算額、歳出決算額は、記載のとおりでございます。次年度へ1,285万円余を繰り越すものでございます。

内容につきましては細かくご説明申し上げますが、2ページ、歳入の部で申し上げますと、負担金が主な収入となっているところでございます。各市から負担をいただいているところでございまして、感謝を申し上げる次第でございます。

続きまして、3ページ、歳出の部でございます。

まず、冒頭の会議費でございますが、ご案内のとおり、コロナの対応のため、様々な会議等を圧縮させていただいているところでございまして、このため会議費等も支出が減ってきてございます。

あと、2番の事務局費等、人件費等の関係でございますが、記載のとおりでございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

今までは一般会計の関係でございましたが、7ページ、職員退職積立金特別会計の関係でございます。歳入決算額1,200万円余でございます。歳出はございませんでした。従いまして、差引額を次年度に繰り越しさせていただく内容となっております。

10ページでございます。財政調整積立金特別会計の関係でございます。歳入決算額が1,986万円余でございます。同様に歳出がございませんでした。同額を次年度へ繰り越しをさせていただく内容となっております。

たいへんかいつままでの説明で申し訳ございませんが、以上、決算認定の関係についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

(牛越会長)

それでは、続きまして、監査報告を監事の小泉小諸市長さんからお願いいたします。

(小泉小諸市長)

監事を代表しまして長野県市長会の令和2年度の決算監査報告を申し上げます。

去る8月3日、白鳥伊那市長さんと私、小泉が、それぞれの市役所において決算監査を実施いたしました。令和2年度長野県市長会一般会計、また、職員退職積立金特別会計及び財政調整積立金特別会計の会計経理の状況について、関係諸帳簿、証拠書類等を監査しましたところ、適切に処理されておりましたことをここにご報告申し上げます。

(牛越会長)

ありがとうございました。

ただ今の説明及び監査報告につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

ご発言がございませんので「令和2年度長野県市長会決算認定について」承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

(牛越会長)

異議なしということでございますので「令和2年度長野県市長会決算認定について」は承認されました。

次に、(2)の「長野県市長会から選出する各種団体等の役職について」を議題といたします。事務局長から、原案について説明をお願いします。

(青木事務局長)

それでは、資料3をご覧ください。

今回、お願いいたしますのは1件のみでございます。長野県地域医療対策協議会委員を花岡東御市長様に引き続きお願いするものでございます。

(牛越会長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見はございますか。

特段、ご発言がございませんので、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

(牛越会長)

それでは、承認いただきましたので、選出されます市長さんにおかれましては、よろしく願いいたします。

2 報告事項

(牛越会長)

続いて、「報告事項」に移ります。

報告事項は、一括して事務局長から説明をお願いいたします。

(青木事務局長)

それでは、報告を申し上げます。資料4をお開きいただきたいと思います。

第179回北信越市長会総会でございます。10月14日、15日を予定しているところでございますが、現時点では書面による方式に変更させていただき予定で準備が進められているところでござ

ございます。ただし、10月14日の午後、短時間ですが、一部会議をオンラインで開催することも検討しておりますので、よろしくお願い申し上げます。正式には、北信越市長会長と開催市である高岡市長連名での通知が今月中にも発出される予定でございます。

続きまして、同じく資料4の関係でございますが、今後の日程につきましては、記載のとおりでございます。その都度、コロナの状況を注視しながらお願いすることになるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(牛越会長)

ただ今の説明につきまして、ご質問等はございますか。

ご発言がございませんので、この件は以上といたします。

(3) 令和4年度開催市決定

(牛越会長)

次に、「令和4年度開催市決定」につきまして、事務局長から説明をお願いします。

(青木事務局長)

それでは、特に資料はございませんが、来年度の開催市の関係でございます。今年度につきましては、本来、飯田市さんの順番でしたが、結局は、このようにオンラインによる会議に変更させていただきました。飯田市さんには、たいへんご迷惑をおかけしたところでございますが、来年度は、改めて飯田市さんをお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(牛越会長)

それでは、ここで佐藤飯田市長さんから一言ご挨拶をお願いいたします。

(佐藤飯田市長)

飯田市長の佐藤です。本日は、皆様、お疲れさまでございます。

今、事務局長さんからありましたように、今年度、飯田市で開催する予定でしたが、このコロナの状況の中で長野市の事務局において総会をやっていただくことになりました。

1年越しで来年の夏、改めて飯田市で開催というご決定をいただきましてありがとうございます。1年後は、ぜひ今とは違う状況になっていることを願っておりますし、またそこで皆様をしっかりと迎えたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

(牛越会長)

ありがとうございました。

飯田市さんには、今回開催いただくところを改めて1年先延ばしで開催いただくことになりましたが、よろしくお願い申し上げます。

それでは、この件は、以上といたします。

(4) その他

(牛越会長)

その他、市長の皆さんから、この機会に何かご発言はございませんか。
特段、ご発言がございませんので、この件は以上で終了いたします。

5 県からの施策説明

(牛越会長)

ここからは、「県からの施策説明」でございます。
本日は、6項目の施策につきまして、県からご説明いただきます。
はじめに、資料10につきまして、小林公営企業管理者からご説明いただきます。

(小林公営企業管理者)

日頃から企業局の事務に対しましては、ご理解、ご支援をいただきまして、本当にありがとうございます。

また、本日は、貴重な時間をいただきまして、私から説明をさせていただきます。
資料10をご覧ください。

「水道の広域化・広域連携に向けた最近の動向」という資料でございます。これにつきましては、7月7日にシンポジウムを開催させていただきました。多くの市長さん、あるいは代理の方も含めてご出席いただきまして本当にありがとうございます。やはり、この広域化等を進めていく重要性が改めて確認された場になったのではないかと考えております。

それとともに、昨年度からの厚生労働省の調査結果を踏まえて、その次の2にございますが、7月12日に長野市長さん、上田市長さん、千曲市長さん、それから坂城町長さんにお越しいただきまして、知事にご要望いただき、上田・長野地域の特に記載の関係市町村と企業局の末端給水エリアの中での広域化の研究会ということでご要望いただき、それを踏まえて、7月30日、3になりますが、第1回のこの研究会を管理者あるいは部局長という水道事業の責任ある皆さんにお集まりいただきまして開催をしたところでございます。

これにつきましては、次のページ行っていただきまして、その真ん中の所にあります。7月30日、第1回で、第2回は8月27日を目途に今、調整をしておりますが、第2回を開催し、第3回が10月頃になるかと思っておりますが、第3回で大きな方向性をまとめられれば中間とりまとめという形をさせていただいて、これについて方向性を住民の皆様、議会の皆様にご説明して、3月までで本年度の報告案をとりまとめたいと考えているところでございます。

これは、先日来、若干、お話をさせていただいておりますが、この関係で言いますと、大きな八つの浄水場を今後50年間で三つ統廃合して五つにしていくというのが一つのプランとして示されたもので、これをどう進めていくか、ということになるかと思ひまして、そのようなものの事務手続きは、その下に示したとおりです。

このように、ある地域でまとまってできる所と、その次のページに行っていただきまして、これは、横展開で私どもの松本市さん、塩尻市さんを中心といたします用水供給のエリア、ある

いは、その他のエリアでもまとまっていけるところは、このような広域化をやっていただくとともに、全県的に取り組む案件というのもありまして、それが4にございます。これは、昨年、皆様にもご参加いただきまして、広域連携推進協議会をスタートさせていただいて、本年5月28日に第2回も開催しましたが、これは、例えば情報化ですとか人材の確保・育成あるいは浄水場等の中央制御というような所は、全県的に取り組めるところは取り組んで、これを両輪で私どもとしては進めていきたい。全県の水道事業についてレベルアップを図って持続可能なものにしていくという取組を私ども企業局が、環境部、企画振興部とも連行して取り組んでまいりたいと考えておりますので、各市長の皆様にもご理解いただき、一緒になってこのような方向へ行けるようによろしく願います。

(牛越会長)

それでは、ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見等はございますか。

特段、ご発言がございませんので、この件につきましては、以上で終了いたします。

次に、資料6につきまして、伊藤企画振興部長からご説明をお願いします。

(伊藤企画振興部長)

資料の説明をする前に、この度の豪雨災害によります中南信を中心とした鉄道の寸断についてですが、JR各線につきましては、結構いろいろと長い区間であったり短い区間などありますが、土砂が流入したり鉄道施設が損傷したりということで、大きく3か所ですが、通れない区間があるわけですけれども、JRにおきましても、なるべく不通区間を短くしつつ、バスによる代替輸送手段について、今、検討している状況だと。なるべく早くそのバスを動かすべく、近々にその旨を発表したいというようにも伺っていますので、またご理解とご協力をお願いします。

それから、松本市におきましては、アルピコの上高地線で橋梁が傾いてしまったということで一部不通区間、それからバスによる代行輸送ですが、思い出していただきますと、一昨年の台風災害におきます上田市と上田電鉄のケースがあるわけですけれども、そのスキームを適用できるかどうかなかなか難しい状況にはありますが、これは、松本市さん、アルピコ、それから国も巻き込んで連携して取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願います。

それでは、本題に入ります、資料6です。

今日は、ご相談、お願いに参ったわけですし、これは、あくまで検討案で最終的な庁内合意が取れているわけではありませんが、ここにありますように、今般のコロナ、それから今回の災害でも明らかになりましたが、そもそも人口減少時代におきまして公共交通がなかなか利用されない中にあっても、やはり地域において公共交通は欠かせない存在になっております。

これまで、とかく民間事業者ベースでお任せしていたものではあるのですが、いよいよ行政も更に本腰を入れてやらなければいけない局面が来ているのではないかとということで、県としても、もっとしっかりと交通対策に力を入れていきたいと考えておりまして、これまでもそれぞれの地域ごとでいろいろな計画や策定をしているところではありますが、この際、法律に基づく全県の協議会という大きな一つの枠の中で皆さんと一緒に、事業者も一緒になって最適な交通をどのようにしていくか検討し、地域ごとで様々なケースがあると思っておりますけれどもいろいろなつな

ぎ方を考えていく中で計画を作り、その計画に基づいて一緒に取り組んでいきたいと考えておりますので、現在も活性化協議会というものがあるのですが、これは新法に基づくものではありませんので、この際「法定協議会」という形で全県の協議会、それから10圏域におきます地域別の部会という形で組織したいと考えておりますので、77すべての市町村にこのスキームにご参画をお願いに参りました。

また、秋に、ここには10月とありますが、できれば立ち上げ、実質1年半をかけて計画を作って、それに基づいて一緒に取り組んでいく。もちろん計画を作って終わりというのではなくて、どのように動かしていくかが大事ですので、それについても一緒にやっていければと思いますので、よろしく願いいたします。

(牛越会長)

ただ今いただきました説明に対し、ご質問、ご意見等はございますか。

特段、ご発言がありませんので、この件につきましては、以上で終了いたします。

次に、資料7につきまして、西垣保健・疾病対策課長さんからご説明いただきます。

(西垣保健・疾病対策課長)

資料7「がん対策推進企業連携協定について」のお願いでございます。コロナの第5波の中ではございますが、がん対策のお話をさせていただきます。

1の「趣旨」にございますように、日本人の2人に1人が、がん罹患する中で、県では、これまで市町村の皆様と共にごがん対策に取り組んでまいりました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の流行下におきまして、がん検診の受診率低下等が課題となっております。コロナ後を見据えた対応、中長期的ながん対策も重要でございますことから、19市の皆様をはじめとした県内77市町村に県との協定締結をお願いし、共に手を携えてがん対策に取り組んでいる姿勢を県民の皆様を示してまいりたいと考えております。

お願いしたいこととしましては、特別なことはございませんで、図にございますように改めて職員の皆さん、そしてご家族の皆さんへの知識の提供やがん検診の受診勧奨とともに、たとえがんと診断されても働き続けることができるよう仕事と治療との両立支援について引き続きのお取組みをお願い申し上げます。また、住民の皆様へのがん検診の受診勧奨も引き続きよろしく願いいたします。

県といたしましては、がんに関する正確な情報提供に努めるとともに、各市でがんに関する研修会などを企画なさったときに、保健師等の講師派遣に努めますほか、本協定のロゴマークを自由にご使用いただきまして、共にごがん対策を進めてまいりたいと考えております。

2に、現在、協定を締結中の42協定企業とのロゴマークの活用例を掲載させていただきました。

次のページには、ご参考までに昨年度のがん検診の状況を記載いたしました。昨年4月の全国緊急事態宣言に伴い、全国的にごがん検診が中止・延期されまして、県内におきましても一部市町村で年度内中止となっております。

また、昨年度の市町村がん検診等の実績調査は、今後行われる予定となっておりますが、一部

モデル的に調査した県外自治体の例によりますと、全体として4月、5月は前年度を大きく下回っておりますが、6月以降は回復していること。

検診の種別でいきますと、職場で行われる職域検診は、ほぼ前年並みを確保した一方で、住民検診は前年度を下回っておりまして、コロナの影響を受けたことが読み取れるかと存じます。

最後に、これからの取組予定でございますが、このあと、町村長様へ9月の役員会でご説明させていただいたあと、各市町村のがん対策担当課に協定締結の依頼文書等をお送りし、10月頭に協定締結を完了し、県のがん対策推進条例で10月15日から「がんと向き合う週間」を定めておりますことから、こちらを目途に公表していくようなスケジュール感で取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(牛越会長)

ただ今の説明に関し、ご出席の皆さんから、ご質問、ご意見等はありませんか。

ご発言がありませんので、私からも補足してお願い申し上げたいと思います。

この協定につきましては、具体的な協定の案を市長会にもお示しいたしますよう、ご配慮いただきたいと思います。そして、9月中には締結をするよう、ご配慮をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、この件につきましては、以上で終了いたします。

次に、資料8につきまして、小林農政部長からご説明いただきます。どうぞ。

(小林農政部長)

農政部からは「4月からの凍霜害による果樹等の被害状況と対策について」ご説明をいたします。

本年は、暖冬の影響で生育が進んでいたところ、開花前後に複数日にわたり氷点下となったことによる直接的な被害に加え、受粉に必要な訪花昆虫の活動が低温により減ったことなどから被害が拡大しまして、被害額は中段の表のとおり、松本地域を中心に県内36市町村において20億円余りとなり、品目別では、下段の表のとおり、りんごが13億円余りと全体の66パーセントを占めております。

資料の次ページをご覧ください。

農政部としましては、これまで市町村や生産者団体の皆様の声をお聞きする中で、凍霜害を受けた農家の皆様に対し、記載の三つの方針により必要な対策を講じ、支援を行ってまいります。

具体的には、体系図Ⅰの「緊急的な対策」といたしまして、生産者団体と連携した技術指導や農業農村支援センターに設置した相談窓口による対応など、きめ細かな技術、経営対策を継続して実施するとともに、被害樹園地での生育状況の追跡調査や経営への影響などの営農実態の把握を引き続き進めてまいります。

Ⅱの「今年の生産・販売に向けた対策」としましては、営農の継続に向けた資金への利子助成などの経営安定対策や被害果実の有利販売に向けた流通・販売に対する支援策などを検討してまいります。

さらに、Ⅲの来年から将来に向けた対策としましては、収入保険などのセーフティネットへの

加入促進や国庫補助事業を活用した防霜ファンの整備を進めるとともに、次年度以降の凍霜害に備えた対策の周知を図る研修会等の開催も検討いたしまして、災害に強い生産・経営基盤づくりの支援を進めてまいりたいと考えております。

これらの対策につきましては、予算を伴うものもございますので、今後、確定した段階で具体的な内容をお示しさせていただきますが、県としましては、凍霜害を受けた農家の皆様が、今後も意欲を持って営農を継続できるよう支援してまいりたいと考えておりますので、皆様方におかれましても、引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。

(牛越会長)

ただ今の説明に関しまして、ご質問、ご意見はございますか。

特段、ご発言がございませんので、この件につきましては、以上で終了いたします。

次に、資料9につきまして、井出林務部長から説明いただきます。お願いいたします。

(井出林務部長)

私からは、森林経営管理制度の取組状況と「森林環境譲与税をどうか各市の皆さん使ってください」ということをお願いに参りました。

制度の仕組は、1に書いてあるとおりでございます。

2ページ目にまいりまして、3、4にあるような取組をこれまでしてまいりました。

5に記載のとおり、市町村の皆様に積極的に取り組んでいただいたおかげで約6,000ヘクタールの意向調査を実施するなど、本格的に制度の運用が開始されております。県といたしましては、森林環境税が実際に国民の皆さんに課税される令和6年度までにこの制度に基づく森林整備がすべての市町村において実施されるよう支援をしていきたいと考えております。

今年度、長野県全体の市町村では、約10億円の森林環境譲与税が譲与されます。森林経営管理制度に使うだけではなくて、例えば、近年の災害の激甚化、多発化を踏まえて「森林整備をしよう」あるいは「担い手対策をしよう」「木材の利用を進めよう」と、そのような目的でも積極的に活用していただければと考えております。

(牛越会長)

ただ今の説明に関しまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

特段、ご発言がありませんので、この件につきましては、以上で終了いたします。

それでは、最後になります。資料5につきまして、大江デジタル化推進担当参事ならびに岩下市町村課長からご説明をお願いします。

(大江デジタル化推進担当参事)

先般、令和3年5月19日にデジタル改革関連法案が公布されるなど、国の動きがありましたので、国の動きと県の取組状況を共有させていただきたいと思っております。

2ページをご覧ください。こちらは、令和3年2月4日の定例会で共有させていただいた資料の振り返りでございます。

3 ページをご覧ください。

現時点の状況でアップデートをさせていただきました。デジタル改革関連法が令和3年5月19日に公布され、このうちの「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」によって基幹システムの標準化が義務付けられたところでございます。

さらに、令和3年7月7日に自治体DX推進手順書が公表されたところでございます。

4 ページをご覧ください。

こちらは、デジタル改革関連法の全体像でございます。個人情報保護法の改正については、市町村課から後ほど説明させていただきたいと思っております。

5 ページをご覧ください。

こちらは、デジタル社会形成基本法の概要でございます。地方自治体の責務を規定されているところでございます。

次の6 ページをご覧ください。

こちらは、自治体への影響力が大きいものでございます。地方公共団体情報システムの標準化に関する法律でございます。国による全国的なクラウド活用の環境利用が努力義務とされているところでございます。

7 ページをご覧ください。

全国的なクラウドへの移行に関わる経費については、国の手厚い10分の10という補助が用意されているところでございます。

8 ページをご覧ください。

こちらは、7月7日に総務省から公表された具体的な手順書の中身になっており、今後、どのように対応していくかが、われわれ県と市町村に求められるところでございます。

その取組については、9 ページ以降に書いております。われわれとしては、先端技術活用推進協議会のスキームを活用して、これら国の動きに対応していきたいというように考えております。

次に、10 ページをご覧ください。

この協議会のスキームを具体的に動かすために、県と市町村の連携強化ということで、自治振興組合電子自治体推進部門を県庁に移転するとともに、県派遣職員を増員して自治振興組合の機能強化を行っているところでございます。自治振興組合の今年度の取組状況については、各市町村と県で13情報システムの共同利用を推進しているところでございます。

また、人材育成についても、鋭意、自治振興組合さんに活動いただいているところでございます。

さらに、9月開設目標ということで、県も積極的に協力しながら、市町村と県限定のウェブサイトを作り、皆でお互いの情報を共有する取組を開始しようという状況でございます。

11 ページになりますが、具体的なアクションとして、先端技術活用推進協議会の下に二つのワーキングを設置しているところでございます。一つが自治体DX推進ワーキンググループで対応しております。さらに、今回、自治体DX推進手順書が発表されたことから、情報政策部門に加えて総務部門の責任者の皆さんにも集まっていただいて、89 団体が参加する自治体DX推進懇談会を企画しているところでございます。

次に、12 ページでございます。このような取組の中で、国の事業についても、積極的に活用し

ながら推進したいと考えております。総務省の自治体行政スマートプロジェクト委託事業に採択され、具体的にアクションが動いております。

また、須坂市さんと株式会社電算さんでガバメントクラウドの先行事業に応募いただいております。こちらがもし採択されると、今後、ガバメントクラウドへの移行にとって非常に有益なノウハウが蓄積できますので、県としても積極的に協力したいと考えております。

13 ページは、デジタルディバイド対策の取組も進んでおります。総務省から補助率 10 分の 10 の事業が出ており、塩尻市さんでは K A D O という所でデジタル活用支援と同時に働くママさんの仕事創出にうまく活用されているところでございます。

このような取組を他の市町村さんとも積極的に共有していきたいと考えております。

14 ページは、行政事務以外の県民生活分野の取組でございます。こちらは、キャッシュレスの推進勉強会や地域交通の最適化 D X の勉強会などを、県が事務局になって関係市町村に積極的に声をかけて一緒に勉強をしているところでございます。

15 ページは、先端技術活用推進協議会の外の取組になります。長野県教育委員会でやっている長野県 I C T 学び推進協議会の取組でございます。こちらは、大学・有識者、学校関係者、教育委員会などと学校現場での I C T の利活用を推進しているところでございます。

そのほか、教育分野では、市町村と県による電子図書館のサービスの検討なども行っております。

このように国の大きな流れについて、今、いろいろな対応をしているところでございます。また、今後、国の動きに合わせて取組が多岐に行われていきますので、これらの取組が各市町村さんにも分かりやすいように、先ほど少し説明させていただいたウェブサイトを作って皆さんと共有できるような取組を進めていきたいと考えているところでございます。

(岩下市町村課長)

では、引き続きまして、よろしく申し上げます。

今、大江参事から説明がありましたとおり、5月に公布されましたデジタル社会形成整備法におきまして個人情報保護制度の見直しも行われたところでございます。具体的には、資料の1枚目にありますとおり、国、民間、地方などに分かれていた個人情報保護制度が、改正後の新しい個人情報保護法の下に一本化され、その全国的な共通ルールにより制度を運用していこうというものでございます。

2枚目でございますが、この見直しの背景、狙い、方向性について記載しております。

資料の3枚目ですが、今回の改正法に基づく地方における制度の概要でございます。適用対象、個人情報の定義や取扱い等につきまして統一、整理されるとともに、実際の条例で定める独自の保護措置については「特に必要な場合に限る」というようになっております。改正法の施行後は、新しいこの保護法に基づいて制度が運用されるということでございます。

今後は、県も含めまして、各自治体において必要になるとのことですが、これは、現在ある条例の改廃が主なことになるものと考えております。

今後のスケジュールでございます。

資料の4枚目にあるとおりで、地方における改正法の施行期日、これは、令和5年春となって

おりますが、これに向けて来年度早々には、政令、規則、ガイドライン等が国から示される予定となっております。

それに先立ちまして、今年度末までには地方向けの説明会も開催される予定と聴いております。これに基づきまして、来年度中には条例の改廃等を皆様方に行っていただくことになると思われまます。これが円滑に進むように私どもも国からの情報や県における対応方針などにつきまして皆様にご提供してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(牛越会長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等はございませんか。
飯山市長さん、お願いします。

(足立飯山市長)

デジタル化の関係ですが、国ではガバメントクラウドを整備していくということですね。この資料を見ますと「17 業務、自治体の情報システムの標準化・共通化」というようにあるのですが、この17業務は、どのような業務なのか、お分かりでしたから教えていただきたいです。

(牛越会長)

大江参事、お願いいたします。

(大江デジタル化推進担当参事)

17 業務は、基幹系情報システムということで見ている業務になっています。住民関係のマイナンバーを使ったような業務でございます。住民票を発行したり、児童手当などの業務です。法定で決まっている業務でございます。

(牛越会長)

足立市長さん、どうぞ。

(足立飯山市長)

基本的には、市町村がやっている住民情報システムの関係だと思っておりますが、その辺りが具体的にどの範ちゅうまでになるのかということについて、できるだけ、ぜひ市町村にも教えていただければと思います。

それから、もう一つですが、今、自治振興組合で電子自治体のための推進委員会という組織がございます。これは、私も4月からその委員長に指名いただいたのですけれども、今、市町村は「この推進委員会は、共同事業によってコストを削減しましょう」ということで取り組んでいるのですが、今回、国が進めるDXの中にこのような事業が含まれてしまうことになると2重の投資になりますので、今、県で進められているこの事業の関係と電子自治体の振興組合の取組、これがうまく整合できるようにいろいろな面でアドバイス等もいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(牛越会長)

参事、お願いします。

(大江デジタル化推進担当参事)

分かりました。自治振興組合の取組と国の取組の整合性を持って取組んでいきたいということで、われわれでしっかりと連携しながら取組んでいきたいというように考えております。基本的に国から「やらなければいけない」と義務付けをされましたので、それに対してどのように対応していくか、県でどのようなサポートや支援ができるのかを一緒になって考えていきたいと考えております。

(牛越会長)

ありがとうございました。

よろしゅうございますか。

他の市長さんでご発言はございませんか。

安曇野市長さん、どうぞ。

(宮澤安曇野市長)

県の施策についていろいろとご説明いただきありがとうございました。出来たら、この施策、取組等について、もう少し早めに各自治体へ資料を送っていただきたいと思います。

というのは、県の施策についていろいろとご意見を申し上げたいことがあるのですが、時間が区切られていることもございますし、県の施策を各市で理解する時間が足りないので、できたら資料をもう少し早めに各自治体に送っていただけないでしょうか。

(牛越会長)

ご要望をいただきました。

では、会長から県の各部に事務局を通じてお願いするようにいたします。よろしゅうございますか。

他の市長さん方、いかがでしょうか。

三木市長さん。

(三木須坂市長)

大江参事さん、いろいろとありがとうございます。

先日も新聞に載っていたのですが、長野県の場合には非常にDXが進んでいるものですからたいへんありがたく思っています。これからも県と市町村、また、民間の英知、それから国との連携も含めまして、ぜひ、積極的に進めていただきたいと思います。今日の説明も非常に端的で分かりやすかったので、ありがとうございました。

(牛越会長)

ご要望ということで承りました。ありがとうございます。

他の市長さんは、よろしゅうございますか。

それでは、ご説明いただきました県の皆様、たいへんありがとうございます。

それでは、予定の4時になりましたので、ここで引き続き阿部知事をはじめ県の部長さん方には、たいへんご多忙の中、ご出席いただきましたので、意見交換に移りたいと思います。

6 知事との意見交換

(青木事務局長)

それでは、ここからは、「知事との意見交換」に移らせていただきます。

あらかじめ申し上げます。報道の皆様には、冒頭のみ取材とさせていただきます。意見交換終了後、会長が報道対応いたしますので、よろしくお願いたします。

意見交換に先立ち、はじめに、牛越会長からご挨拶を申し上げます。

(牛越会長)

本日は、阿部知事さんをはじめ、県の関係部長さん方にはたいへんご多忙の折、ご出席いただき、改めて御礼申し上げます。

感染力がこれまでになく強いとされる変異株のデルタ株へ移行しておりますとともに、新型コロナウイルス感染症が、かつてない速さで拡大しているところでございます。

このような中、ワクチン接種につきましては、知事をはじめ県の皆様、また、関係団体の皆様にご尽力いただいておりますことに、心より御礼申し上げます。

本日の意見交換は、新型コロナウイルス感染症に関する内容であります。一刻も早い収束に向け、有意義な会合となりますよう祈念申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶といたします。たいへんお世話になります。よろしくお願いいたします。

(青木事務局長)

ありがとうございました。

続きまして、阿部知事から、ご挨拶をいただきたいと存じます。

(阿部知事)

皆さん、こんにちは。

牛越会長をはじめ、市長会の皆様方には、日頃からたいへんお世話になっておりまして、ありがとうございます。本日も貴重なお時間をいただき、新型コロナウイルス関係で意見交換、情報共有をさせていただきますこと、たいへんありがたく思っております。

まず、その前に、この度の大雨災害、長野県の多くの地域でたいへんな被害が発生をしてしまいました。お亡くなりになられた方のご冥福を心からお祈りするとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思います。第一線で陣頭指揮を行っていただいている各市長の皆様方には、たいへんお疲れさまでございます。県内は、非常に被災箇所も多くなっております。

また、交通についても、道路あるいは鉄道が途絶をしている地域が、まだたくさんございますので、県としても、引き続き災害対応に全力で取り組んでいきたいと思っておりますし、1日も早く通常の生活を取り戻すことができるように取り組んでいきたいと思っております。各市長の皆様方の引き続きのご協力、ご尽力を心からお願い申し上げたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日のテーマの新型コロナウイルスであります。先ほど牛越会長からお話をいただいたように、県内もほとんどが今はデルタ株に置き換わっています。非常に感染力が強いウイルスになっておりますので、昨年からずっとコロナ対策を行ってきておりますが、私も毎日の発生状況の報告を受けて見えていますけれども、これまでとは全く違う状況、異次元の対応が迫られる状況だということのように考えています。

今日は、そのような意味で、ぜひ今の状況、危機感を各市長の皆様方と共有させていただきたいと思っておりますし、今後の対応、療養者数あるいは確保病床利用率も非常に高い水準になってきておりますので、県民の皆様方の命を守るため、そして、救える命を救えなくなるというような状況を何としてでも回避するためにも皆様方のご協力が不可欠であります。

そのような意味で、今後の対応について私どもが、今、考えていることについてご説明をさせていただきますので、ぜひ率直なご意見をいただければありがたいと考えております。

それから、ワクチン接種についても、各市長の皆様方のリーダーシップの下で進めていただいている状況にたいへん感謝をしております。できるだけ早く希望される方に接種を進めていきたいと考えております。県としても、市町村の皆様方の取組をバックアップしていきたいと思っておりますし、県としてできる取組、できる対応、モデルナワクチンで県の接種会場で接種を行っていますが、このようなものも極力拡大していきたいと思っておりますし、アストラゼネカの活用についても具体的に取り組んでいきたいと思っております。1日でも早く希望される方が接種いただけるように引き続き協力して進めていきたいと思っておりますので、ぜひ、このワクチン接種についても、これは市町村の皆様が今は中心になって行っていただいておりますので、まず、課題や問題を私どもと共有いただければありがたいと思っておりますし、引き続き連携しながら加速化をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。限られた時間ではありますが、率直な意見交換をさせていただきますようお願いをして、私からの挨拶といたしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

(青木事務局長)

ありがとうございました。

それではここで、報道の皆様はご退出いただきたいと思います。

——以下非公開——

(牛越会長)

阿部知事さんをはじめ県の皆様方には、本当にお忙しい中、急激に広がっております感染症対策につきまして、本日は本当に真剣に意見を交わしていただき、ありがとうございました。

刻々と状況が変化する中で、今後も新たな課題も生じてこようかと思っております。

本日は、限られた時間の中、活発にご意見をいただきました。十分に県へお伝えできなかった部分もあろうかと思えます。引き続き市長会との連携の下で取組を進めていただきますようお願いいたします。

それでは、以上で知事との意見交換を終了したいと存じます。

阿部知事さん、県の皆さん、本当にありがとうございました。お疲れさまでした。

(阿部知事)

どうもありがとうございました。

(牛越会長)

以上で本日の会議事項は、すべて終了いたしました。皆さん、たいへんお疲れさまでした。

これもちまして、議長の任を解かせていただきます。円滑な議事進行にご協力を誠にありがとうございました。

7 閉会

(久保田事務局次長)

以上をもちまして、第 149 回長野県市長会総会を閉会といたします。